

防災倉庫及び保管資機材の管理要領

日名条自治会自主防災会

1、目的

①日名条地域内の防災倉庫及び防災資機材並びに日名条自治会内の清掃や道路・河川・公園等の維持管理作業用資機材・備品（以下これらを保管資機材・備品と呼ぶ）の管理及び使用を円滑かつ適正に運用する。

②防災倉庫と防災資機材の一部は、高屋西小学校区住民自治協議会が所有し、これを日名条自治会に貸与されたものである。従って、当自治会が購入し、所有する資機材・備品とは明確に区別して保管しなければならない。

2、防災倉庫設置の経緯

①高屋西小学校区住民自治協議会が、平成29年度事業計画における防災・防犯部会「自主防災拠点資機材重点配備」の執行に伴い、当自治会をその拠点の一つとして認定し、「防災倉庫及び防災資機材（一部）」を当自治会に貸与・配備した。

②その要件としては、東広島市が、公園里親制度を指定した「中島第一公園」に平成29年11月7日に、「中島第二公園」に同12月22日にそれぞれ限定設置され、貸与・配備された。

3、設置場所と名称

倉庫の名称は、第一公園（8班）に設置したものを「第一防災倉庫」とし、第二公園（9班）に設置したものを「第二防災倉庫」とする。

4、管理者と鍵

①倉庫と保管資機材の管理者は、自主防災会会長（日名条自治会長が兼務）とする。

②管理者は、本「管理要領」を倉庫内に常備し、「防災資機材一覧表」を倉庫内に掲示する。いつ、いかなる者でも、持ち出しを容易にするために、保管位置と資機材名・備品名を表示しておくこと。

③管理者は、「防災資機材等管理台帳」により資機材の新規保管、廃棄、使用（貸出）記録、点検等が適切に行われているかを把握しておかなくてはならない。

④管理者は、施錠用の鍵を管理する。鍵の所持は、当自治会長・自主防災会副会長（3個）、自主防災会役員（3個）、8班・9班班長（2個）とする。

5、維持管理

①防災倉庫並びに保管資機材・備品は、できる限り損傷・劣化を防ぐよう常に適切な管理を行う。

②「備品管理台帳」を備え、高屋西小学校区住民自治協議会の貸与資機材と当自治会所有の資機材・備品との区別、新規登録や廃棄、現有量の確認、備品と消耗品の区別、使用・貸出を記録し、適切な維持管理を行うこと。

③定期点検は年3回とし、6月に自治会長・副会長、9月に自主防災会役員、1月に8班・9班の各班長が行い、結果を自治会長に報告する。

6、使用

①保管資機材・備品は、日名条自治会あるいは自主防災会が中心となり、災害時及び防災訓練、道路・河川・公園等の維持管理作業、あるいは日名条自治会の事業計画に則った諸活動等において使用するものとする。

②使用にあたっては、緊急を要する災害時等を除き、予め管理者に届け出して連絡するとともに、「防災資機材等管理台帳」に「使用者」、「使用場所」、「使用目的」等を記載すること。

③保管資機材・備品の使用は、緊急時を除き、目的以外のことに使用したり、第三者に貸与してはならない。また、個人の利益のために使用してはならない。

④使用後は、速やかに資機材・備品の点検を行い、汚れを落とし、手入れをして返却する。その際、「防災資機材等管理台帳」に必要事項を記入し、管理者の確認を受けること。

⑤倉庫内に掃除用具を備えておき、常に整理整頓し、「防災資機材管理一覧表」に掲載されていない不要品やゴミ類は保管しないこと。

⑥上記②～⑤について、遵守しない場合、管理者は使用を中止させることができる。

7、その他

上記の管理要領を修正する場合、管理者は検討し、必要事項を定めることができる。

付記

①この「防災倉庫及び保管資機材の管理要領」は、平成30年4月1日から運用する。

②この「防災倉庫及び防災資機材の管理要領」を、平成31年4月1日に一部修正。

防災資機材一覧表

2019,3 現在

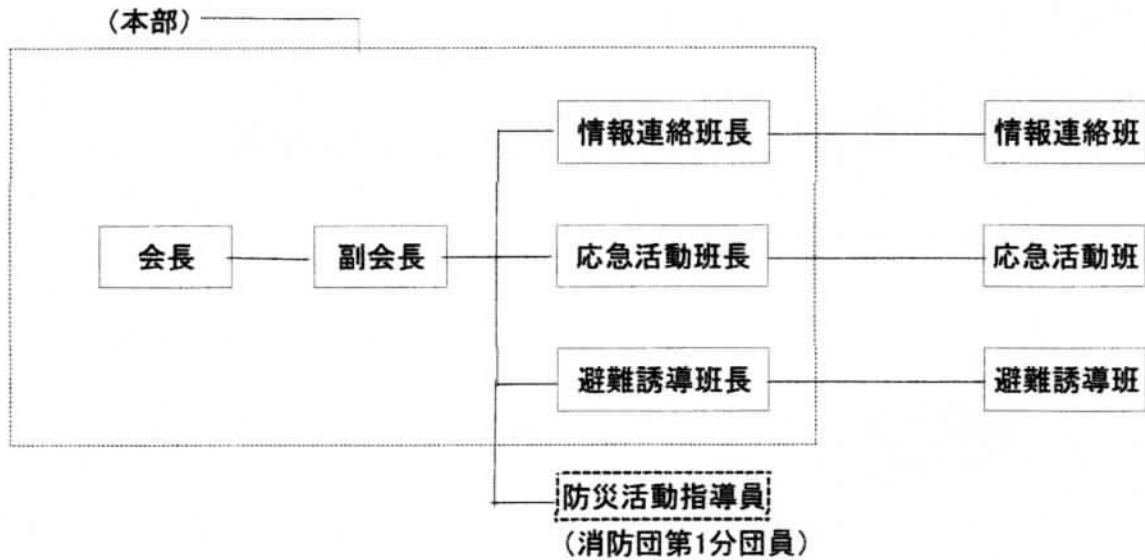
★増減がしたときは、訂正し余白欄に記入して下さい。
(追加配備、使用消費等)

No	収納庫別	第一倉庫(8班)	第二倉庫(9班)	集会所
	物品名	現在数	現在数	現在数
①	担架(1つ折・布製)	1	0	0
②	ブルーシート	大2 小1	大2 小1	小2
③	ヘルメット	10	10	0
④	ロープ(トラ色,麻)巻・束	大2 短1	大1 短12	<古/1>
⑤	土のう袋	950	750	500
⑥	メガホン	1	1	0
⑦	一輪車	0	1	<古/3>
⑧	給水タンク(16L容器)	3	3	0
⑨	強カライト	1	1	0
⑩	パール(テコ付き,120Cm)	1	0	0
⑪	のこぎり(木・竹両用)	2	2	1
⑫	はしご<脚立1.5M>	<古/1>	<古/1>	<古/3>
⑬				
⑭				
⑮				

※倉庫内に掲示してあります。

細則 4 : 自主防災会防災計画

1. 組織



2. 役割

編成	主 な 役 割	
	平常時の活動	災害時の活動
本部	1. 会の総括及び運営指導を行う。 (役員を選出、役員会議の開催など) 2. 防災訓練を適時実施する。 (初期消火、避難誘導、救出救護、炊き出し給水など) 3. その他	1. 本部員の招集と役割分担の確認を行う。 2. 各班の調整、指導及び防災関係機関との連絡調整を行う。
情報連絡班	1. 防災意識を高めるため、必要時次の事項を行う。 (1)パンフレット等の配布、回覧 (2)防災講習会等の開催 2. 家庭での火災予防や地震対応などの防災知識の普及啓発を行う。 3. その他	1. 防災機関発表の防災情報を住民に伝達する。 2. 被害状況を収集把握し、公的機関に緊急連絡を行う。
応急活動班	1. 防災パトロール等を適時行い点検確認を行う。 (燃えやすいもの、消火や避難の障害物 大雨や地震の時に危険ながけやブロック塀など) 3. からだの不自由な人、お年寄り、乳幼児、病人など要援護者を確認しておく。 4. 防災資機材や備蓄品の管理を行う。 5. その他	1. 出火防止、初期消火活動を行う。(消火係) 2. 救出活動や応急処置を行う。(救出救護係) 3. 負傷者を救護所などへの搬送や要援護者の安全確保を行う。(救出救護係) 4. 備蓄や炊き出しによる給食給水、救援物資の調達・配分を行う。(給食給水係)
避難誘導班	1. 安全に避難ができるよう一時集合場所や避難所を確保しておく。 2. その他	1. 安否確認や安全な場所(避難所など)への避難誘導を行う。 2. 要援護者への避難援助を行う。

3. 編成表

(別表のとおり)

平成 31 年 3 月 17 日

日名条自治会
3 月度役員会提出

平成 31 年度 自主防災会 予算要求書

○自主防災活動における資機材購入費関係

1、LED 強力灯×2	4,000 円
2、ハンマー（金属）（かけやより安価）×2	6,500 円
3、パール×1	4,900 円
4、はしご 2 連（3,8m）×1	15,000 円
5、スコップ（丸形）×8	20,800 円

※活動事務費（乾電池・チラシなどコピー含む）
9,000 円
小計 60,200 円

※土嚢袋（耐光性）×（ ）
候
（ ） 円

合計

注）現有資機材の使用状況や販売店の意向などから、上記資機材の商品名や金額を若干変更することがあるかもしれない。

※平成 31 年度見送り分

担架（二つ折り）×1 (24,000 円)
番線カッター×2 (14,000 円)